

特集《意匠》

短靴事件

知財高裁 平成 20 年 5 月 28 日
平成 19 年(行ケ)第 10402 号

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会 仲村 圭代



要 約

一般的に意匠の類否判断の手法においては、形状が既に公知の形状すなわちありふれた形状であるときには、当該形状が類否判断に及ぼす影響は相対的に小さくなる。逆に新規な形状は、看者の注意を強く引く特徴的な部分であるから、当該形状が類否判断に及ぼす影響は大きい。本件事案では、意匠の構成中に他人の著名商標が配されていた場合においては、当該部分は著名商標であるために、看者の注意を強く引く部分とされた。意匠の構成要素の一部に著名商標が配されていた場合に、当該部分が看者の注意を強く引く部分(特徴的な形状)となり得ることから、著名商標が公知の形状であったとしても、当該形状を共通とする両意匠は類似であるとの判断がなされたケースである。

目次

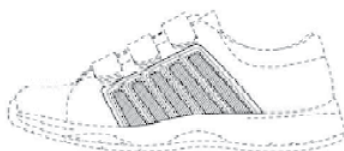
1. 事件の概要
2. 結論
3. 裁判所の判断
4. 主な争点
5. 考察
6. むすび

1. 事件の概要

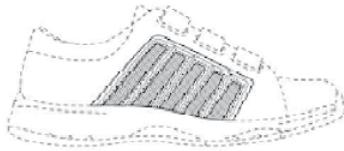
被告の有する意匠登録第 1269223 号(以下、「本件意匠」という。)について、原告は、本件意匠は当該意匠

本件意匠

【正面図】



【背面図】



【参考正面図の A-A 線拡大参考端面図】



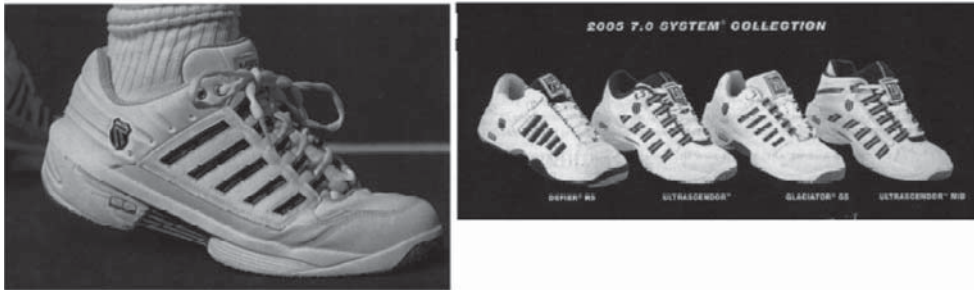
2. 結論

裁判においては、引用意匠 1 との類否について判断し、引用意匠 1 と本件意匠とは類似するものとの判断

登録出願前に日本国内若しくは外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は公然知られた意匠又はこれらに類似する意匠であって、本件意匠登録は、意匠法第 3 条第 1 項又は同条第 2 項に違反してされたものであるとして、無効審判請求をしたところ、特許庁は、同審判請求は成り立たないとの審決をしたため、原告が同審決の取り消しを求めた事案である。なお、公知意匠として引用意匠 2 及び 3 が挙げられているが、これらの公知意匠については、裁判所において判断されていないため本稿では提示しない。

を下し、両意匠を非類似とした審決は誤りであるとして、無効審決を取り消した。

引用意匠 1



3. 裁判所の判断

(1) 両意匠の共通点及び差異点について

(1-1) 共通点の認定

(ア) 部分意匠である本件意匠と引用意匠 1 の相当部分は、いずれも靴の両側部分を構成する部分であって、ミッドソールの上に設けられた略変形台形状の部分であり、その用途及び機能、物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲がほぼ共通する。

(イ) 外周形状について、底辺をミッドソールと靴甲部の境界線の上部の線、上辺を靴甲部に配置した鳩目に相当する部分の側部に靴甲部の稜線の傾斜角度と略平行に傾斜して引いた直線とし、つま先側斜辺をつま先側に約 60 度傾斜して引いた直線、かかと側斜辺をつま先側に約 50 ～ 60 度傾斜して引いた直線として、これら 4 辺により囲まれた略変形台形状とする点で共通する。

(ウ) さらに、外周の内側 3 辺に沿って設けられた仕切り枠と、外周に沿う枠内に縦に 4 本設けられた仕切り枠によって枠内を 5 等分し、仕切り枠とほぼ同幅の略帯状凹部を 5 本形成し、各仕切り枠によって形成される 5 本の略帯状凹部につき、3 辺を仕切り枠で囲み、4 辺の長さが全て異なるとともに、上辺よりも下辺を長尺とした略四辺形とし、5 本ともつま先側に約 60 度で傾斜させ、つま先側からかかと側にかけて徐々に縦方向に長くし、メッシュ地とした点で共通する。

(1-2) 差異点の認定

(ア) 略変形台形状の外周形状につき、本件意匠は底辺をミッドソールと靴甲部の境界をなすやや上方へ湾曲した線としているのに対し、引用意匠 1 は底辺をミッドソールと靴甲部の境界線からやや上部にミッドソールに平行に引かれた直線としている点、本件意匠はかかと側の斜辺をつま先側に約 50 度傾斜してつま

先側の斜辺とは傾斜角度が異なる直線としたのに対し、引用意匠 1 はつま先側に約 60 度傾斜してつま先側の斜辺と平行に引いた直線としている点、本件意匠は上方の 2 つの角を湾曲させてアール形状としたのに対し、引用意匠 1 は角に湾曲がない点で差異がある。

(イ) 外周内側に形成される仕切り枠につき、本件意匠は 3 辺のみに沿って設け、底辺には仕切り枠を設けずミッドソールに隣接させているのに対し、引用意匠 1 は底辺にも設け、外周の内側 4 辺に沿って設けている点で差異がある。

(ウ) 5 本の略帯状凹部につき、本件意匠は 3 辺のみに仕切り枠を設け、底辺をミッドソール境界線に隣接しているのに対し、引用意匠 1 は 4 辺を仕切り枠で囲んでいる点、本件意匠は上方の 2 つの角を湾曲させてアール形状としたのに対し、引用意匠 1 は角をアール形状としていない点、本件意匠は各々違った角度に傾斜させているのに対し、引用意匠 1 は 5 本とも同じ角度に傾斜させている点で差異がある。

(2) 公知意匠の参酌

(2-1) 審決における公知意匠の評価

当該共通点の評価をする上で、審決においては、以下の公知意匠(1)乃至(13)を示し、本件意匠と引用意匠 1 に共通する構成態様である、略変形台形状の外周形状枠内を仕切り枠によって等分して、ほぼ同幅の略帯状凹部を数本形成し、その各略帯状凹部を略四辺形とした構成態様等は、公知意匠(1)～(6)により、また、「5 本の略帯状部に係る構成態様」は公知意匠(7)～(13)により、それぞれ引用意匠 1 の公知日以前から広く知られた構成態様であり、新規な創作性があるものではないから、格別看者の注意を引くものではないと判断されている。

公知意匠 1



公知意匠 2



公知意匠 3



公知意匠 4



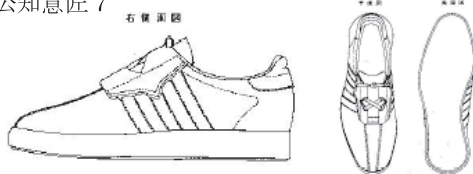
公知意匠 5



公知意匠 6



公知意匠 7



公知意匠 10



公知意匠 12



公知意匠 13



公知意匠 8



公知意匠 9



公知意匠 11



※公知意匠 8, 9 及び 11 は原告製品であった。

(2-2) 裁判所における公知意匠の検討

審決では、5本の略帯状部に係る構成態様が格別看者の注意を引くものではないと評価した根拠は、公知意匠(7)~(13)から、同構成態様が引用意匠1の公知日以前において広く知られたものであるとする点にある。

公知意匠(8)、同(9)及び同(11)は、いずれも略変形台形状の外周形状内に5本のほぼ同幅の略帯状部を形成し、その各略帯状部を略四辺形とし、つま先側に約60度で傾斜させ、つま先側からかかと側にかけて徐々に縦方向に長くしたものと見えるが、これらの意匠は原告製品である運動靴に係るものと認められる。公知

意匠(7)、公知意匠(10)、公知意匠(12)及び公知意匠(13)は、明確に5本の略帯状部を形成したものと感得し得るような態様のものということとはできない。

(3) 裁判所における公知意匠の評価

ある物品に係る特定の製造販売者が、その製造販売に係る当該物品の特定の部位に、特定の構成態様からなる意匠を施し、そのような意匠が施された物品が、当該特定の製造販売者の製造販売に係る商品として、長年にわたり、多量に市場に流通してきたため、当該意匠の態様が、その製造販売者を表示するいわばロゴマークに相当するものとして、需要者に広く知られるに至ったような場合においては、当該物品に関する限

り、そのような意匠の態様は、広く知られているからといって、看者の注意を引き難くなるものではなく、むしろ、広く知られているために、かえって、その注意を引くものであることは明らかであり、そうであれば、そのような構成態様が共通する場合においては、その共通点が意匠の類否判断に及ぼす影響は、相対的に大きいものとなるというべきである。かかる5本の略帯状部に係る構成態様は、原告を表示するいわばロゴマークに相当するものとして、需要者に広く知られるに至っていたものと認めることができる。そうすると、5本の略帯状部に係る構成態様が、広く知られているものであるゆえに格別看者の注意を引くものでないとした審決の評価は誤りといわざるを得ず、かかる構成態様は逆に看者の注意を引くものというべきである（上記下線は筆者によるものである）。

4. 主な争点

本件登録意匠と引用意匠1との共通点が、公知形状であって、著名商標である場合において、当該共通点が両意匠の類否に影響を及ぼすか否か。

5. 考察

(1) 審査基準

意匠審査基準 22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法によれば、「(ii)先行意匠群との対比に基づく評価 出願意匠と引用意匠の各共通点及び差異点における形態が、先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形態か否かを評価する。形態が注意を引きやすいものか否かは、同じ形態を持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形態とどの程度異なった形態であるか、又その形態の創作的価値の高さによって変わる。」とあり、基本的にありふれた形状、即ち公知形状は注意を引きやすい形態ではないとのように解釈されるものである。

本件判決においても、原則として、審査基準に記載のように共通点又は差異点の認定に係る構成態様がよく知られたものであるときは、そのような構成態様は通常ありふれたものであるから、一般に看者の注意を引き難くなり、類否判断に及ぼす影響も相対的に小さ

く、当該共通点によって両意匠が類似と判断される度合いは低くなることが多いとの認定はされている。

(2) 判決における類否判断の手法について

登録意匠の範囲を規定している意匠法第24条第2項において「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されている。

「美感」が共通すれば意匠は類似するものであって、その「美感」を認定する手法として先行意匠群との対比に基づく評価が必要となるのである。「美感」については種々の解釈が存在するところ、今までにない構成態様を看取したときに需要者が感じる美に対する感覚として捉えるべきではないかと思われる。即ち、著名商標が看者の注意を引くのは、それが識別標識であるからであって、意匠法上における「美感」とは異なるものとして判断すべきではなかったのかと考える。

私見ではあるが、本件意匠について、保護価値がないとの認識は持つものの本件登録意匠と引用意匠1との共通点を「ロゴマーク相当」として認定している点について、創作物を保護する意匠法の目的を逸脱するものであり、今後の特許庁審査、実務上における意匠の類否判断においては、この判決に引きずられるようなことがあってはならないと考える。

6. むすび

本件意匠は、意匠に係る物品「短靴」に係るものであるところ、当該分野は多数の登録例が存在する分野である。このように多数の登録例が存在する分野、即ち権利が乱立するような分野においては、先行意匠との関係で類似の幅が比較的狭く判断される傾向がある。本件についても、原審において、本件意匠と引用意匠とが非類似であることの根拠とされた差異点は、非常に微細な部分における差異に過ぎないように感じられた。仮に、本件意匠の権利が存続していた場合、権利の存在が他人への抑止にはなっても、この権利で実際に他人へ権利行使を行うことができたのかは疑問である。

(原稿受領 2010. 12. 21)